

運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）について

平成28年 1月20日

在留邦人の皆様へ

2005年5月11日、米国連邦議会で運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）が成立しました。現在、米国の運転免許証は、各州が発行しており、州によって運転免許証及びIDカードの発行基準等が異なるのが現状ですが、このReal ID 法は、各州が発行する運転免許証及びIDカードの統一基準を定め、この連邦法の基準を満たしていない運転免許証及びIDカードは、連邦政府機関における公的用途のための身分証明書として認められないと規定しています。

この法律によって、航空機利用時の空港施設立ち入りの際など、連邦施設等への立ち入りをするにあたり、身分証明書の提示が求められる場合、Real ID 法を満たしていない運転免許証及びIDカードは、身分証明書として効力がなく、同施設への立ち入りができなくなるとされています（なお、旅券（パスポート）は、このReal ID 法とは関係なく、同施設への立ち入りの際の身分証明書として有効です）。

本法律は、これまで各州によって個別に適用されてきました。現在、オハイオ州の発行する運転免許証は、様式がReal ID 法の要件を満たしています。一方、ミシガン州の運転免許証は、様式がReal ID 法の要件を満たしていないため、ミシガン州政府は連邦政府と協議の上、これまで2016年10月10日まで同法の適用を猶予することで合意しています。

但し、2016年1月8日、米国国土安全保障省（DHS）は、Real ID 法の最終的な適用を全国一律で2018年1月22日から開始する旨発表しました。

今回の国土安全保障省の発表に伴い、本件に関するミシガン州政府の今後の対応については照会中です。判明次第また皆様へお知らせ致します。

本件について、詳しくは以下の米国国土安全保障省ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.dhs.gov/news/2016/01/08/statement-secretary-jeh-c-johnson-final-phase-real-id-act-implementation>

<http://www.dhs.gov/current-status-states-territories>

<http://www.dhs.gov/real-id-public-faqs>